(目的)

第1 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定により定められた愛知県地域保健医療計画及び愛知県医療圏保健医療計画の別表(以下「別表という。」)に記載されている医療機関名の更新に伴う手続きを、この要領において定める。

(基本方針)

第 2 医療機関名の更新は少なくとも年 1 回は行うものとする。ただし、第 5 に定めるものは、随時更新するものとする。

(更新の手順)

第3 更新の手順は次のとおりとし、それぞれの期限は毎年定める実施マニュアルによる。

(1)調査票の作成

医療福祉計画課は、別表の更新に必要な調査票を作成し、保健所へ送付する。

基幹的保健所(保健所の機能強化及び所管区域の在り方に関する基本的な考え方(平成16年3月作成)に定める基幹的保健所のことをいう。) 西尾保健所(西三河南部東医療圏を担当)及び医療福祉計画課(名古屋医療圏を担当)(以下「基幹的保健所等」という。)は、別表に独自に設けた項目の更新に必要な調査票を愛知県圏域保健医療福祉推進会議(以下「圏域会議」という。)の幹事会等を開催するなどしたうえで作成する。

調査票を作成するにあたっては、医療機能情報システム、その他の手段により必要な情報を得るよう努力し、質問項目を絞り、極力医療機関の負担を軽減する。

(2)調査票の送付

名古屋市にある医療機関は医療福祉計画課、豊橋市にある医療機関は豊川保健所、 岡崎市にある医療機関は西尾保健所、豊田市にある医療機関は衣浦東部保健所が送付 し、その他の医療機関は所管する保健所が送付する。

(3)調査票の回収・督促・審査・修正

回収は送付した保健所等が行うこととし、必要に応じ適宜督促し、未提出施設に対する督促の経過を記録しておくこと。

調査票に関する医療機関からの相談・質問等は、回収する保健所等において対応するものとし、疑義のあるものについては医療福祉計画課と協議のうえ、対処する。

回収する保健所等は、回答内容を審査し、通常把握している状況と明らかに相違しているものについては調査票記入者に確認し、必要に応じ修正する。

(4)集計表、調査実施結果表の作成

データの入力・集計は、基幹的保健所等において行い、担当する医療圏の他の保健 所や中核市のデータも合わせた集計表及び調査実施結果表を作成する。

基幹的保健所等は、集計表及び調査実施結果表を医療福祉計画課へ送付する。 医療福祉計画課は、全県総括的なデータ集計を行い、各保健所へ送付する。

(5)更新の公表

別表の更新については、基幹的保健所等が圏域会議の意見を聴き、その後、医療福祉計画課が愛知県医療審議会医療計画部会(以下「計画部会」という。)の意見を聴く。なお、医療福祉計画課は、計画部会の意見を基幹的保健所等へ通知する。

医療福祉計画課は、 の手続きを経て更新した別表について、ホームページを修正するとともに縦覧を行っている機関(保健所及び県民生活プラザ)へ送付する。

(6)愛知県医療審議会への報告

医療福祉計画課は、別表の更新について愛知県医療審議会(以下「審議会」という。) へ報告する。

(各保健所の役割)

- 第4 各保健所の役割は次のとおりとする。
- (1)基幹的保健所及び西尾保健所(西三河南部東医療圏を担当)

別表に独自に設けた項目の更新に必要な調査票の作成、第3(2)に定められた調査票の送付、回収、督促、審査、修正を行う。担当する圏域の他の保健所と中核市のデータを集計表へ入力し、圏域全体の調査票の複写をする。圏域の集計表(電子ファイル)及び調査実施結果表(電子ファイル)を作成し、圏域全体の調査票(原本)とともに医療福祉計画課へ送付する。

(2)江南保健所、知多保健所、西尾保健所

所管区域の医療機関への調査票の送付、回収、督促、審査、修正及び調査票の複写を行い、調査票(原本)を基幹的保健所へ送付する。

(適用除外)

第 5 次に掲げる事項を確認した場合は、医療福祉計画課は第 3 の手順を経ることなく別表を修正することができる。ただし、修正した別表について、修正箇所を所管する基幹的保健所等は圏域会議へ報告し、医療福祉計画課は計画部会及び審議会へ報告する。

医療法の手続きを経て医療機関を廃止又は名称変更をしたとき。

がん診療連携拠点病院、がん診療拠点病院、救命救急センター、災害拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院及びへき地診療所を指定したとき又は指定を取り消したとき。

休日夜間診療所、第2次救急医療体制の病院群輪番制参加病院、精神科救急医療体制の病院群輪番制当番病院、小児救急医療支援事業参加病院に変更があったとき。

救急病院、救急診療所の認定及び申し出の撤回の告示があったとき。

東海北陸厚生局に回復期リハビリテーション病床の設置及び廃止の届出をしたとき。

計画部会において医療法施行規則第1条の14第7項に規定する医療機関として 適当と認められたとき。

(適用除外の公表)

第6 医療福祉計画課は、第5により修正した別表について、ホームページを修正すると ともに縦覧を行っている機関(保健所及び県民生活プラザ)へ送付する。

(附則)

この要領は、平成20年10月20日から施行し、平成20年度の医療計画の更新から 適用する。

この要領は、平成21年10月16日から施行し、平成21年度の医療計画の更新から 適用する。

この要領は、平成23年5月10日から施行し、平成23年度の医療計画の更新から適用する。